

傳クセノボン、アテナイ人の國家 (上)

(Pseudo-Xenophon, Atheraion Politeia)

村田 數之亮

解 說

この書は古く既に二、三世紀頃よりして一般にクセノボンの作とされ(Pseudo等)、彼の「ラケダイモン人の國家」と並べ置かれたものであるが、近代の研究は敢へて「傳」を附加し、その製作年代をほぼ確定した。即ち第一回アテナイ海上同盟の時に創められ、前四一三年にEuksteの名稱に代つた Phoros(獻金)なる語が見られること(第二章一節、第三章二及び五節)、前四二四年盛夏のブラシデス Brasides の遠征の可能性を知らないこと(第二章第五節)、また前四二七年夏のレスボス島 Lesbos の離反鎮壓のことに觸れてゐると思はれること(第一章十五節)、

傳クセノボン、アテナイ人の國家 (村田)

其他喜劇(アリストパネスの「アカルナニア人」Acharnais;「バビロニア人」Babuloniōi等)との内容、事件の對照よりして、前四二六年より四二四年初め迄の間に作られたものと推定される(Kirch hof, Roscher, Kahnta etc.) 製作年代をかく定める時、必然的にクセノボンであり得ない、何となれば彼は前四三〇年に生れたのであるから。然らば筆者は誰であるか。或はツキユダイデス Thukydides 或はクリティアス Kritias 等と、文體、性向傳承等よりして失はれた名を發見せんとする試みは行はれたが、結局失敗であり、「傳クセノボン」とするのが最も妥當なるものとなつた。而して筆者はアテナイの民衆で

あり、貴族の出であり、當時のアテナイ民主政治とは相容れない、寡頭政治の黨派に屬する人であつた。こと等のみが充分の確實さを以て明言し得る凡てであらう。彼が當時アテナイに住居してゐたか、或は他郷にあつて母國の情勢を眺め乍ら筆を執つたかとなると、最早や俄かに何れとも決し難い問題である。

この書は「さて、アテナイ人の國家に關して」*Par. des Athenais Politias*）の句にて初まること等よりして恐らく失はれた完全な著作、或は書翰の一部、或は大部であり、諸處に繰返される「君」*tu*、「君を」*te*等の語より推しても同感の士——アテナイ貴族の青年か——を目標として、少くとも心中に豫定して書かれてゐることは推定されることである。扱て筆者の立場は冒頭の「彼等（アテナイ人）がかゝる國家の形態を採つたことに對して、私は賛意を表することはできない」（第一章一節）の句に盡きてゐる。彼は民主政治々下における不遇な寡頭政治派の一人として、アテナイにおける民主主義の傍若無人の跳梁を滿腹の不滿を以て白眼視してゐるやうであ

る。事象の一切を先天的と迄言ひ得るやうな根深かい貴族的、寡頭政治的觀點よりして觀察し、理解してゐる。かくて彼は飽く迄民主主義の反對者ではある。しかしかゝる立場にあるにかゝらず、彼は民主政治の打倒、貴族政治の樹立を意圖する革命家の情熱と實行力とを持つてゐないやうである。否かゝる實際政治的な口吻の片影さへ、この書中の何處にも見出し得ない。この筆者の心の奥に、アテナイの民主政治を肯定、少くとも認容する寛大か、諦觀かを見ることは無理であらうか。更に時には辯明さへしてゐないであらうか。この故に彼は卒直に目前の事實を事實として認め、必しも歪めず、そこにこの黨派的な書が史料として貴重なる一面があると考へられる。而してかゝる態度は當時のアテナイ貴族階級一般に通ずるものである。その興味あるあらはれである。取扱はれる事象は必ず筆者が直接に觀察體驗した時間と範圍に限り、極めて廣き領域に亙る——政治、經濟、社會、制度、裁判、通商、海事、軍事、喜劇等等——簡明な敘述ではあるが、筆者の直接經驗の故に生々しい現實

さがあり、當時の、即ちアテナイ帝國隆盛期、紀元前四三〇年前後のアテナイを物語る最も重要な史料の一であり、アリストテレスの同名の書が比較的疎かにした時代と方面とを補つてゐる。又、最古のアツティカ散文として文學史上にも高き紀念物である。

本書の譯に當つて、原文は E. Kuhnka, Die pseudo-Kenophonische Athenaiion Politia. 1913 に據り、彼の譯文及び H. Christian 1930 (Griechische Prosaiter-叢書) と S. Watson 1886 (Bohn's Classical Library) とを参照した。

第一章

第一節——九節 民主政治維持のための賢明の策。

第十節——十二節 奴隸及び在留外人。

第十三章 レイトウルギア。

第十四、十五節 同盟諸國に對する態度方針。

第十六——十八節 同盟諸國の公事はアテナイにおいて

て裁決することの利益論。

第十九、二十節 アテナイ人の海事における練達。

傳クセノボン、アテナイ人の國家 (村田)

(第一節) さてアテナイ人の國家 *Politeia* に關して(述べれば)、彼等がかゝる國家の形態を採つたことに對して、私は贊意を表することはできない、なぜなれば、彼等はこれにより貴族 *Chrestoi* によりも寧ろ平民 *Poroi* に、利便を計るために選定したのであるから。全く此故に、私はこれに贊意を表し得ないのである。しかし(一度それを斯く決定したる後は、彼等はその國家をよく維持し、尙ほ他のギリシア人には缺くるかと思はれる他のものをも成就してゐる、私はこれ等(の事柄)を明示するであらう。

(第二節) 先づ第一に、其處においては貧民 *Pentektes* 民衆 *Demos* が名門 *Gnathoi* 富者 *Pionstioi* より優勢なるは當然なりと私は明言するであらう、なぜなれば、民衆こそ艦船 *Naus* を繰縦し、以て國家に勢力 *Dunamis* を寄與するものであり、且つ舵手 *Kubernetes* も、音頭取り *Kalastes* (1) も、五十人長 *Pontikontrachos* (2) も、副舵手 *Poristes* (3) も、造船工 *Nanperos* も——かゝる國家に勢力を寄與する者達は重歩兵 *Hoplites* や名門、貴族よ

りも遙かに多數であるから、かゝる事情よりして、現今にあつては、凡ての者が抽籤 *Stochos* 及び選舉 *Chelonia* によつて大官 *Ardon* に關與したり、また市民 *Polites* の内、欲する者は(何人たりとも民會にて)發言し得るのは、當然のことのごとく思はれる。

(1) 漕手の調子を整へるため高聲を以て音頭を取る役。

(2) 最初は漕手の分割の單位たりし五十人の漕手の指揮官であつ

たが、後には主計官となり、船における國費の勘定食糧の管理備品の補充、俸給の計算等を取扱つた。

(3) 船の上部の舳に立ちて進路を監視し、舵手を助ける者にして小なる船には必要がない。

(第三節) 次に大官については、それが有能なる者であれば、凡ての民衆に安寧 *Solonia* を、無能なる者であれば、危難 *Kindnos* を齎すので、斯くのごとき凡ての大官には、民衆は必して關與するを望まない、——彼は將軍職 *Strategia* や騎兵指揮官 *Hipparchia* は抽籤によつて關與し得べきものとは信じてゐない——なぜなれば、民衆はこれ等大官(職)を彼自ら執らずして、最も有能な

る者 *Dunatotatos* をして(これを)執らしめることが、遙かに有利なることを理解するから。しかし俸給 *Mistho-phoros* のために、また家庭に利益を齎すために、大官となるごときは、凡て民衆がこれ等を執らんと求める。

(第四節) 次にある者はまた、賤しき者 *Poneros*、貧しき者 *Penis* 及び民黨の徒 *Demotika* が到る處貴族よりも優勢なることに驚く。しかしこの事自身に、彼等(民黨の徒など)が民主政治 *Demokratia* を維持してゐることが表明される。實際、貧民、平民出身者 *Danotai* 及び下賤なる者 *Chelion* が勢力を得、又これ等の者が多數になるならば、彼等は民主政治を振興せしめる。しかし、もし富者、貴族が勢力を得るならば、民黨の徒は彼等に對し頑強な敵手となる。(第五節) 一體、凡ての國において貴族階級 *To Belision* は民主政治に對峙する、なぜなれば、貴族階級にあつては最少の放悠 *Akolasia* と不正 *Adikia*、及び功獻 *Christa* に對する最大の願慮があるが、民衆にあつては最大の無知 *Amathia* と不逞 *Ataxia* と野卑 *Ponchia* とが存在するからである。なぜなれば、

實際貧困 *Penia* は、又無教養 *Apateusia* 及び無知は、彼等(民衆)を惡事 *Nischina* に驅りながらから。而して無知たるやある人においては金錢 *chrematon* の缺乏による。

(第六節) しかしある者は斯く言ふであらう、彼等)アテナイ人)は(民會にて)發言し、また(長老會にて)評議することを、萬人無差別に許可せずして、最も公正なる者 *Dexiotos* と傑出したる者 *Anens Aristos* とに對してのみ許可すべきであつたと。しかしこの點においても亦、最もよく熟考して、平民にも亦發言を許してゐるのである。なぜなら、もし貴族のみが(民會において)發言し、(長老會において)評議するとすれば、彼等と同種なる者には有利であるとも、民黨の徒には不利であつたから。しかし現今においては、起立して發言せんと欲すれば、卑賤なる人々(平民) *Anthropos Poneios* も彼及び彼と同種なる者に有利なるものを追求する。(第七節) かゝる者がいかにして彼自身のため、或は民衆のために有利なるものを能く判別するであらうか、とある者は言ふ

であらう。しかし彼等は、彼等の無知と野卑及び善意 *Eunoia* は、貴族の才能 *Arete* と知識 *Sophia* 及び惡意 *Kakonomia* より遙かに利多かたよを確信する。

(第八節) ところで、國家 *Polis* はかゝる制度 *Daitematos* によつて、最上のも *He Beliste* ではあり得ないが、しかし民主政治は是によつて最善に維持されるであらう。善法によつて治められる國家において自ら奴隸となることは民衆の望むところではなくして、自由であり、(自ら)統治することを望む。惡法 *Kakonomia* も彼等の意に介するところではない。なぜなれば、善法によつて治められずと君は解するとも、民衆はそれによつて勢力を得、自由 *Eandria* であるのだから。(第九節) しかし、もし君が善法 *Eunomia* を探求するならば、最も公正なる者が彼等(人民)に法律 *nomos* を賦與するのを、先づ第一に看取するであらう。次に貴族が平民を懲戒し、貴族のみが國事に關して評議し、狂人達 *Mimoneoi Anthropoi* (1)には(長老會にて)評議し、(民會にて)發言し、又集會することを許さないであらう。(しかし)

かゝる良き(制度)から民衆は直ちに奴隸状態に顛落するであらう。

(1) 民衆のことであり、無知 *anathis* は狂氣 *Mania* の姉妹であつた。(Platon, *Timaios* XLI.)

(第十節) 次いで、アテナイにおいて奴隸 *Doulos* 及び在留外人 *Metekos* は極めて放恣 *Akolasia* であり、其處においては彼等を打擲することを許さず、奴隸はまた君に道を譲らないであらう。私は何故に是が國の習俗たるかを説明しよう。もし奴隸、或は在留外人、或は解放されたる奴隸 *Apelutheros* が自由民 *Eutheros* によつて打擲される慣例 *Nomos* があつたならば、しばしば彼(自由民)はアテナイ人を奴隸だと臆断して、打擲したであらう。なぜなれば、其處において民衆は服装において毫も奴隸、在留外人に勝れず、風采も亦必しも彼等に勝れないから。(第十一節) またもし其處においては奴隸を奢侈にし、そのある者には堂々と *megalonops* 生活させてゐるのに一驚する者があるならば、これ亦彼等(アテナイ人)が故意になせる由を私は明白にしよう。なぜ

なれば、海上權力の存在する處にあつては、彼等の勞役によつて利益 *Apophoras* を掴むべく、金錢によつて奴隸 *Andrapodas* の意を迎へることは必要であるし、又彼等を自由に解放しなければならぬから。しかし奴隸が富裕なる處では、其處においては私の奴隸が君を恐怖するとは最早や何等の得るところもない、ラケダイモン *Lakedaimon* においては(また)私の奴隸は君を恐怖するが。もし君の奴隸が私を恐怖するならば、危険に當面するし、彼はその身の危険を冒さぬために、彼の金錢を提供するであらう。(第十二節) (さてアテナイにおいては)この故に、われわれは奴隸には自由民に對する意志表示の自由 *Isotimia* を許容し、また在留外人には市民 *Asios* に對する(意志表示の自由を許容する)。なぜなれば盛大なる貿易 *Teichne* の故に、また海事 *Nautikon* の故に國家は在留外人を必要とするから。それ故に、われわれは在留外人にも亦、自然自らこの意志表示の自由を許容したのである。

(第十三節) しかし其處において民衆は、體育教課

Gumazonenos 及び音楽教課 Mousikē によつて訓練されることを廢した、このことの不當なるを信じ、またこれ等(諸藝)は訓練し得べきでないと解したから。しかしながら、民衆はコレギア Chorēgia (1)、ギユムナシアルキア Gumnastarchia (2)、トウリエーラルキア Triarchia (3)において、コレギオスとなるのは富者にして民衆はコレギオスによつて徴集されることを了解して居り、またギユムナシアルコス、トウリエーラルコスとなるのは富者にして、ギユムナシアルコス、トウリエーラルコスによつて徴集されるのは民衆であることを了解してゐる。要するに民衆は、歌ひ、走り、舞踊し、海上に航行して金錢を獲ち得ることを勘考し、以て自らは利益を得、富者が益々貧乏になるやうにする。また法廷 Dikastērios においても彼等にとつて正しい事 To Dikaion を考慮しないで、寧ろ彼等に對して利益になることを考慮する。(1)富裕なる市民には本文にあるがごとき目的及び都市經費輕減のために名譽職を課したが、その主なるものは此處に掲げられたる三及び彼の種族を饗宴すべきエステイアス Estēias

傳クセノボン、アテナイ人の國家 (村田)

遣外使節たるヘキアルケテオリア Archēteoria であつた。コレギアは祭典の時に必要なる合唱團の一つを自費を以て徴集し、維持し、指圖することであり、その人をコレギオス Choregos と呼ぶ。

(2) 祭典に行はれる松明競争 Lampadēthromia に出場すべき部族代表テイームを自費を以て維持し、訓練すること、その選に當る者はギユムナシアルコス Gumnastarchos

(3) 三段櫂の艦船において乗組員の俸給及び必要なる用具は國家が供するが、尙ほ多くの用具を襍裝し、常に訓練を劣らず、その間の損傷を修繕するのは、船長にあたるトウリエラルキア Triarchia の任務であつた。

(第十四節) また同盟國 Summachos に關しては(次のごとし)。多數者(民衆) Pleonēs は貴族を例のごとく誣告をしたり、又憎惡する、(即ち)支配者は必ず被支配者によつて憎惡されるものであること、尙ほそれ等の國家において貴族、富者が勢力を得れば、アテナイ民衆の支配 Archē は極めて短期間にすぎんことを理解した。

この故に先づ以て、彼等は貴族より市民權を削奪し、財産を沒收し、追放し、死刑に處し、以て平民の勢力を増

大にした。しかしアテナイの貴族は、これ等の國家の貴族階級を常に援助することが已に有利なることを知れば同盟國の貴族を援助する。

(第十五節) しかしアテナイ人の強勢 *Isis* なるは同盟國が金錢を獻納し得る場合(に限る)と、斷言する者があるであらう。しかし民黨の者が一層有利なりと考へたのは、アテナイ人の各一人が同盟國の金錢を得ることであり、反之これ等(同盟國)は(辛じて)生活を支へる位で、不斷に勤勞して、陰謀を企て得ない程度にあることである。

(第十六節) しかしアテナイの民衆は、次の點において判斷を誤つたかと思はれる、即ち公事 *Diōi* のためにはアテナイに來航すべきを、同盟國に強制したことである。だが、彼等はアテナイの民衆にとつていかばかりの利益がこの中にあるかを打算してゐる。第一ブリユタネイ *Prutaenia* (1)より一年を通じて俸給 *Milion* を受取ることに、次に、彼等は家に坐しながら、船を驅らすして同盟國を統禦し、尙ほ彼等はその法廷においては民衆

側を援助し、その反對者側 *Erantios* を破滅せしめる。しかし、もし各々(同盟國)が自國においてその裁判を持つとすれば、アテナイ人に對する慣習より、彼等はアテナイの民衆に對して最も信實なる者を彼等の中より破滅せしめたであらう。(第十七節) 加之、同盟國民のために裁判をアテナイにおいて行ふ時、アテナイの民衆は次のごとき利益を得る、先づ第一に、この國家に對して、ペイライエウス *Peraeus* における百分之一税 *Ikataste* (2)が増加する、又もし誰か貸家 *Smolika* を持つならば一層多くの利益を得る、更に、もし馬車 *Zengos* 或は日傭奴隷 *Andrapodos Mithophoros* (3)を所有するならば(一層多くの利益がある)。尙ほケーリュククス(傳令) *Kerux* (4)は同盟國民の(アテナイ)滞在によつて一層多くの利益を得る。(第十八節)加之、もし同盟國民が裁判のため(アテナイに)來ることなければ、彼等はアテナイ人のうち(外國への)渡航者 *Epileontes* のみに、(即ち)將軍 *Strategos*、トワリエラルコス、大使 *Fishes* のみに敬意を表するにすぎないであらう。しかし現今は同盟國

民の凡ては餘儀なくアテナイの民衆に阿諛せざるを得ない、彼等はアテナイに来て、餘人ならぬ民衆の中において——之がアテナイにおける掟であるが——賠償を強制され、また之を受けなければならぬことを理解してゐるから。而してその法廷においては、彼等は(人々に)歎願を餘儀なくされ、また入廷者には握手しなければならぬ。かくのごとくにして同盟國民はいよいよアテナイ民衆の奴隸となつた。

(1) 裁判の開始に先だち、原告、被告は一定額を——百ドラクマより千ドラクマ迄は三ドラクマ、千ドラクマ以上は三十ドラクマ——法廷に提供し、負者の分は國庫の收入となつた。而してこのことは大體私に關する場合に限つたやうである。

(2) 一種の入港税にして、輸出入品及び旅行者の荷物に對して課せられ、常に輸出入税の附加税としてであつた。

(3) 自己に屬する奴隸を他人に貸貸し、その勞銀を主人が得た。

ペライエウス港における貿易が隆盛を極めると共に、或は貨物の運送に、或は傭人夫に、或は其他雜用に、日傭奴隸の需要は多かつた。

傳クセノボン、アテナイ人の國家 (村田)

(4) 訴訟の相手及び證人の召喚役。其他、宗教、軍事、通商上に國家の代辯者として使用する。

(第十九節) 加之、國境外における財産 *Ktesis* のため、且つ外國へ(派遣)の大官のために彼等(アテナイ人)及びその隨從者達 *Akolouthoi* は知らず識らずの間に櫓の繩縦を習得した。なせなれば、しばしば航海する人が櫓を執り、また彼及びその從者 *Akrotes* が海事 *Nautike* に關係する物の稱呼を習得したのは必然のことであるから。(第二十節) しかも彼等は航海の經驗により、また訓練 *Nephe* によつて老巧なる舵手となる。しかしある者は(小)船 *Ploion* を、ある者は貨物船 *Holkada* を舵取ることを練習し、またある者はこれ等より三段櫓の船 *Trietes* に及んで行つた。しかし多數の者は、前以て生涯の大部分をその練習に費してゐたが故に、船 *Naus* に乗込むや直ちに漕ぐことができる。